

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(2月分)

■令和8年2月1日～令和8年2月28日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和8年2月28日現在

＜取引・契約関係:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月2日	消費者庁「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」での速やかな検討と立法化を求めます	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 主婦連合会 消費者団体千葉県連絡会 全大阪消費者団体連絡会 長野県消費者団体連絡協議会	高齢者や情報弱者を中心に多数の消費者に深刻な財産被害をもたらす詐欺的な悪質商法への対応は不十分である。消費者庁は2025年11月19日付で「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」を設置し、詐欺的な悪質商法の事案を洗い出し対応策を検討するとのことだが、長年にわたる積み残し課題であり、検討が進展し実効性ある規制の実施と監視体制の強化が実現されることを強く要望する。また検討に際しては、2023年に消費者委員会が取りまとめた「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」報告書で指摘された知見を十分に踏まえ、制度設計に確実に反映させることが不可欠である。 さらに、消費者被害の未然防止の観点から、悪質商法の手口や事例を分かりやすく周知し、特に高齢者に対しては自治体や福祉団体と連携した地域に根ざした啓発など、広報・啓発活動の強化が必要である。加えて、現行制度では被害救済が十分とは言えず、悪質商法の市場からの排除に加え、実効的な被害回復制度の構築や違法収益を迅速にはく奪できる制度の整備が強く求められる。消費者のくらしの安全の確保のためにも、プロジェクトチームの取組に期待し、悪質商法対策の具体化と必要な立法化の一日も早い実現を心より要望する。
2月12日	後払い決済についての新しい法規制を求める意見書	東京弁護士会 会長 鈴木善和	1 後払い決済事業者について、消費者保護の観点から、新規立法又は割賦販売法の改正によって、少なくとも、下記の内容を骨子とする新たな法規制を設けるべきである。 (1)後払い決済事業者を登録制とし、行政機関(監督官庁)の監督のもとに置くこと。 (2)後払い決済事業者に対し、利用者について一定の与信審査を義務付けるとともに、支払能力を超えた多重債務が生じないよう信用情報機関を指定してその機関の情報を参照させる等して、支払能力を超えることとなる多数の後払い決済事業者を同時に利用できないよう規制すること。 (3)後払い決済事業者に対し、加盟店の審査・情報交換を義務付け、加盟店についての消費者からの苦情に対応させる制度を設けること。 (4)後払い決済事業者に対し、後払い決済利用者の本人確認を義務付けること。 (5)このほか、抗弁の接続など、割賦販売法に準じて、実効性のある民事ルールを設けること。 2 携帯電話会社が提供するキャリア決済及び割賦販売法第35条の16第2項の二月払購入あっせんについても、後払い決済と同様の規制が行われるよう、関係法令を整備すべきである。
＜食品表示関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月9日	第81回食品表示部会 資料5の6ページ 通しNo.20の回答について	株式会社マルハチ	第81回食品表示部会資料5の6ページ通し番号19及び20の質問内容はどちらも糖に関するものだが、全く別の質問である。 しかし、前記資料5においてはまとめて通し番号19に関する回答だけがされており、通し番号20の質問への回答になっていない。 正式なパブリックコメントへの意見に対する考え方を公表する際には、通し番号19及び20の質問への回答を分けて、それぞれに回答するよう要望する。
＜地方消費者行政:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月27日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	1. 自治体は、新たな枠組みによる地方消費者行政強化交付金を地方消費者行政の推進のために積極的に活用されたい。 国は、自治体が同交付金メニューに対して、意欲を持って取り組めるよう、申請条件を緩和して活用しやすいルールにすること、申請手続き自体を自治体担当者にわかりやすく伝えることで、取組を促されたい。 2. 新たな相談支援システムへの移行に当たり、自治体の実情を十分に把握し、理解を深めた上で、2026年10月のスムーズな移行を実現されたい。 3. 消費生活相談員の担い手確保と人材育成を推進し、働きやすい環境整備を求める。 4. 消費者安全確保地域協議会の設置を推進し、被害の未然防止や早期解決に向けてその役割を十分に発揮できるように取組を進められたい。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月6日	【参考送付】シングルIRB(治験審査委員会)及び治験広告規制緩和に関する意見書	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	1.シングルIRBに関する意見 趣旨 1.治験、臨床試験、臨床研究の参加者の権利保護を直接の目的とする包括的な基本法の制定を求める。 2.シングル IRB を創設するのであれば、参加者の権利を保護するため、少なくとも以下の内容を含む信頼性保護システムを創設することを求める。 ①治験・臨床試験、臨床研究に共通の認証制度を設けること ②申請者が恣意的に IRB を選択できない制度とすること ③IRB 委員の利益相反管理に関する厳格な基準と開示を義務づけること ④IRB 委員の公募や市民参加を促進し、市民のための研修制度を整備すること 2.治験広告規制緩和に関する意見 趣旨 治験広告について、懸念される弊害についての実効性のある対策が示されていない現状においては、治験薬の名称や治験記号を含む情報も積極的に発信可能としたり、その方法として、製薬企業・患者団体のホームページ、QR コード、Web 動画、SNS などの使用を可能としたりする規制緩和には反対する。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から17件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:4件 食品表示関係:2件 表示関係(食品表示を除く):1件 その他:10件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。